

## 吹田市公告第149号

吹田市立男女共同参画センター女性電話相談業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和6年4月8日

吹田市長 後藤 圭二

### 記

#### 制限付一般競争入札実施要領

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 業務名称

吹田市立男女共同参画センター女性電話相談業務

##### (2) 業務場所

吹田市出口町2番1号

##### (3) 業務内容

仕様書のとおり

※仕様書一式については、吹田市のホームページ（トップページ）> 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和6年度（2024年度）一般競争入札（業務委託）一覧 > 吹田市立男女共同参画センター女性電話相談業務に係る制限付一般競争入札。以下同じ。）からダウンロードすること。

##### (4) 契約期間

令和6年（2024年）6月1日から令和9年（2027年）5月31日まで

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

##### (5) 最低制限価格

設定しない

##### (6) 入札回数

2回までとする

#### 2 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

(1) 本市の令和6年度入札参加有資格者名簿の掲載業者であること。取扱商品（業務）に「相談」が含まれていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく本市からの指名停止措置等を受けていない者であること。

(4) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けているものであること。

(5) 公告の日から入札日までの間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

(6) 吹田市内又は大阪府内に本店又は支店を有するものであること。

- (7) 同規模の施設において、相談業務の履行実績があること。また、業務不履行の実績がないこと。
- (8) 上記(7)の業務において、業務を行った実績を有する人員を、当該業務に従事させること。
- (9) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。
- (10) 参加者は、契約日までの間に、(1)から(9)までに定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

### 3 入札参加資格の確認

本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(1)に示す提出書類を所定の日時及び場所に持参・郵送又は電子メールで提出し、入札資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 提出書類

- ア 制限付一般競争入札参加資格確認申込書（様式1）
- イ 2 入札参加資格（7）の要件を満たす業務実績確認書類（契約書の写し（変更契約書を含む。）・仕様書等を添付すること。）

#### (2) 申込書等の交付

- ア 交付期間  
令和6年4月8日（月）から令和6年4月19日（金）まで  
申込書はダウンロードにて交付し、郵送・宅配・FAX等による交付はしない。
- イ 受付日時  
令和6年4月8日（月）から令和6年4月19日（金）まで（土・日を除く）  
郵送の場合は必着。窓口は、午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く）

#### (3) 提出方法及び受付場所

- ア 提出方法  
持参、郵送（配達証明付書留便に限る。提出期限必着のこと。）、電子メール
- イ 受付場所  
「17 問合せ先」のとおり
- ウ 申請書の取得方法  
吹田市のホームページからダウンロードすること。

#### (4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認の結果は、令和6年4月23日（火）までに、申請者に電子メールにて通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

#### (5) その他

- ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書類は返却しない。
- ウ 申請書類は、入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- エ 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。
- オ 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は入札に参加することができない。

### 4 質疑及び回答

#### (1) 質疑受付期間

令和6年4月8日（月）から令和6年4月12日（金）正午まで

(2) 提出方法

電子メール

電子メールアドレス [danjyo\\_c@city.suita.osaka.jp](mailto:danjyo_c@city.suita.osaka.jp)

(3) 回答期日

令和6年4月16日（火）午後5時30分までにホームページにて回答する。

5 入札説明会

入札説明会は実施しない。

6 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和6年4月25日（木）午前11時00分

（入札に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札を延期する。）

(2) 入札場所

吹田市出口町2-1

吹田市立男女共同参画センター 第1会議室

7 入札方法

(1) 郵送、宅配、電子メール等による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは最低価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

8 入札の辞退

入札を辞退する場合は、上記入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

9 入札金額

(1) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、上記期間に係る費用の総合計を算出すること。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の保証

免除とする。

ただし落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

## 11 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 入札金額を訂正した入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 提出された申請書類の審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当する者がした入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 12 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者で、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。

## 13 契約の保証

落札者は、次の各号に掲げる契約金額の1年あたりの額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

## 14 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

## 15 契約予定日

令和6年6月1日（土）

16 その他

(1)入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」「吹田市物品購入契約等入札心得書（一般競争入札）」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

(2)契約手続きは、落札業者決定後速やかに行うこと。

(3)本契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結する日の属する年度以降において、本契約に係る歳出予算に減額又は削除があった場合にはこの契約を変更し、又は解除することができる。

17 問合せ先

吹田市市民部人権政策室 男女共同参画センター

住所：〒564-0072 吹田市出口町2番1号

電話：(06) 6388-1451

メールアドレス：[danjyo\\_c@city.suita.osaka.jp](mailto:danjyo_c@city.suita.osaka.jp)